

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

一 養護教諭関係

- 1 小学校及び中学校について、養護教諭を当分の間置かなくともよいとされているのを改め、平成四年四月一日からは必置することとする。（第百三条関係）
- 2 高等学校及び高等部のみを置く盲・聾・養護学校について、養護教諭を置くことができるとされているのを改め、平成四年四月一日からは必置することとする。（第五十条第一項、第二項、第七十六条、第百三条関係）
- 3 義務教育諸学校について、養護助教諭をもって養護教諭に代えることができるとする規定を削除すること。（第二十八条第十二項、第四十条、第七十六条関係）

二 事務職員関係

義務教育諸学校について、事務職員を特別の事情があるときは置かなくともよいとする規定を削除し、平成四年四月一日からは必置することとする。（第二十八条第一項、第四十条、第七十六条、第一百四十一条関係）

- 三 施行期日この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一三は平成四年四月一日から施行すること。